

オリザ塾 会員規約

この会員規約は（以下「本規約」という）、オリザ塾（以下「当会」という）と、当会の会員（以下「会員」という）との関係に適用します。

第1条（名称）

当会は、名称をオリザ塾と称し、特定非営利活動法人いのちのポラリスが運営します。

第2条（会員制度）

当会には、正会員と賛助会員の各会員制度があります。会員制度への申し込み（以下「入会」といいます）を行うことにより、本規約のすべての内容に同意したものとみなします。

第3条（目的）

当会は、ガン患者が自発的な健康への取り組みにむけた知識を学習し実践することを目的として運営します。

第4条（入会資格）

各会員制度の入会申込の記載事項に基づき、当会が会員として適格と認め入会を承諾した方を会員とします。

第5条（入会金及び年会費）

入会金及び会費は、次に定めるとおりです。

正会員：入会金 5,000 円/月会費 入会初年度 5,000 円、次年度一口 1,000 円にて口数の申告制

賛助会員：入会金 5,000 円/月会費 一口 10,000 円にて口数の申告制

第6条（会員特典）

当会は会員に対し、書籍や刊行物、セミナーや実習会、eラーニングシステム等の通信を利用して特典を提供します。特典を受けるにあたり必要なインターネット環境やデバイスは会員が調達するものとします。

第7条（有効期限、退会）

本規約に基づく会員有効期限は、会費が月払いの場合は入金月の末日まで、年払いの場合

合は納入済みの会費に相当する月の末日までとします。

2 1ヶ月前までに会員から当会に対し退会を申告した場合を除き、初年度は会員期間を1ヶ月ずつ自動更新するものとし、次年度以降は一年ごとの更新とします。

3 年払いの会費は、期限前の退会に際し差額返金は行いません。未払いの会費等がある場合には、会員は退会後も当会に支払いを免れないものとします。

第8条（特典内容）

特典におけるカリキュラム内容や受講期間、受講料は、当会が別途定めるところによります。

第9条（入会のお断り、禁止事項）

次のいずれかに該当する方は、入会をお断りします。

- (1) ご登録いただいた内容に虚偽があった場合
- (2) 会費や受講料の未払いがあった場合
- (3) 反社会的勢力に該当する場合

2 会員の次の行為をお断りします。

- (1) ID、パスワード又は会員名義の使用を他者に許諾する
- (2) 会員としての地位の貸与、譲渡、なりすまし
- (3) 他者の名誉、プライバシーや人格侵害又はそのおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) デマやおそれのある情報の提供
- (6) 営利目的とした行為又はその準備（ただし当会が承認した場合を除きます）
- (7) 選挙活動、布教活動、特定の健康法や治療法、健康食品の宣伝目的とした行為
- (8) 特典のコンテンツやプログラムを当会に許可なく受講以外の目的で利用
- (9) 上記各号のほか、法令、本規約に反し、又は特典の円滑な提供を妨げる等、当会の業務の妨げになる行為

第10条（免責及び損害賠償）

当会は、医師法及びその他の関連法規に定める医療行為や診察行為は一切行いません。当会が提供する特典により、会員やその親族又は第三者の病状や症状が改善しないことに起因する損害について責任を負いません。また、会員は特典の有効性、正確性、有用性等の一切について、当会が保証を行わないことをあらかじめ承諾するものとします。

2 当会が提供する特典での「治る」「大丈夫」などの表現は、あくまでも患者や家族を励まし力づけるためであり、治るという結果を保証するものではありません。

- 3 戦争・暴動・災害・コンピュータや通信回線のトラブル等によりやむを得ず会員特典を変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、当会は一切責任を負いません。
- 4 特典利用に必要なID及びパスワードを当会より付与いたしますが、会員は、ID及びパスワードの管理を責任をもって行うものとし、第三者がID又はパスワードを用い会員又は第三者に生じた損害について責任を負いません。
- 5 当会は、会員同士のやりとり等を監視する義務を負いません。
- 6 会員が本規約に基づく諸規則に反し、又は類する行為によって当会が損害を受けた場合、当該会員は当会が受けた損害を賠償することとします。

第11条（会員資格の失効・除名）

次のいずれかに該当する方は、会員資格を失効します。

- (1) 第9条のいずれかの事項にあたる場合
- (2) 転居、転職等にて当会から会員に対して連絡ができなくなった場合
- (3) その他上記に準じる事由のある場合

前項のうち当会が会員として相応しくないと判断した場合は会員資格を除名し、原則として再入会は認められません。

第12条（本規約の変更等）

当会は会員の承認なく本規約に新たな規定を追加、変更が出来るものとし、本規約を追加・変更した場合には、公式ウェブサイト等への掲載にて告知し、会員は変更後の本規約に同意するものとみなします。

附則

本規約は、2024年9月1日より施行します。